

日本アートマネジメント学会会則

制定	平成 10 年 10 月 17 日
改正全面	平成 27 年 9 月 22 日
改正附則	平成 28 年 6 月 5 日
改正附則	平成 29 年 6 月 30 日
改正附則	平成 29 年 11 月 26 日
改正附則	平成 30 年 6 月 17 日
改正附則	平成 31 年 4 月 1 日
改正一部	令和 3 年 7 月 9 日
改正附則	令和 5 年 6 月 27 日

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は日本アートマネジメント学会（Japan Association for Arts Management）と称する。
- 第 2 条 本会は芸術文化に関するマネジメントの研究を行い、芸術文化にかかわる地域活動の発展に資することを目的とする。
- 第 3 条 本会は次の事業を行う。
- (1) 研究会・講演会・研修会等の開催
 - (2) 学会誌・学術図書等の編集刊行
 - (3) 芸術文化政策・事業の調査研究と提案
 - (4) 芸術文化事業の企画・運営・実施
 - (5) 芸術文化に関わる研究・事業等に対する顕彰
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本会は会員が所属する地域部会によって構成され、会全体の重要事項を決定するために会長及び各地域部会の部会長から構成される代表会を置く。
- 第 5 条 全体の運営を行うために、代表会のもとに運営委員会を置く。

第2章 地 域 部 会

- 第 6 条 本会は地域部会を単位とし構成する。
- 第 7 条 地域部会の設立および改廃は代表会の承認を得なければならない。

第3章 会 員

- 第 8 条 本会は、正会員、学生会員、賛助会員（団体・個人）からなり、会員はいずれかの

地域部会に所属するものとする。

第 9 条 会員は所定の年会費を所属する地域部会に納入しなければならない。

第 10 条 本会への入会には正会員の推薦を受け、地域部会の承認を得なければならない。

第4章 役 員

第 11 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 運営委員

(3) 監査委員

(4) 地域部会長 (5) 地域部会委員 (6) 地域部会監査委員 (7) 地域部会幹事

第 12 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 会長は代表会が正会員の中から委嘱する。

3 会長の任期は2年とし再任を妨げない。

4 会長を補佐するために副会長を置くことができる。副会長は会長が指名し代表会の承認を得なければならない。任期は2年とし再任を妨げない。

第 13 条 運営委員は本会の事業運営を行う。

2 運営委員の定数は代表会が定める。

3 運営委員は正会員の中から会長が指名し代表会の承認を得なければならない。ただし、各部会から1名以上の委員が含まれるようにしなければならない。

4 運営委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第 14 条 監査委員は本会全体の活動及び会計の監査を行い、各年度終了後に監査結果を代表会に報告する。

2 監査委員は正会員の中から代表会が委嘱する。

3 監査委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第 15 条 地域部会長は地域部会委員の互選によって選出する。

2 地域部会委員は地域部会会員の中から選出する。

3 地域部会幹事は地域部会長が地域部会会員の中から選出し、地域部会の事業運営の実務にあたる。

4 地域部会監査委員は地域部会会員の中から選出され、地域部会の活動及び会計の監査を行い、各年度終了後に各地域部会会員及び代表会に監査結果を報告する。

5 地域部会役員の任期はいずれも2年とし再任を妨げない。

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は代表会の推戴による。

第5章 代 表 会

第 17 条 代表会は重要事項を審議決定する。

- (1) 会則改正
- (2) 会長及び監査委員の選任及び解任
- (3) 副会長の承認及び解任
- (4) 運営委員の承認及び解任
- (5) 地域部会の新設及び改廃
- (6) その他、重要な事項

第 18 条 代表会は会長及び各地域部会長をもって構成する。

第 19 条 代表会は過半数の出席をもって成立する。

- 2 代表会の議長は会長が務める。
- 3 代表会における議決権は会長及び部会長 1 名につき 1 個とする。
ただし会長選出の際は会長を除く。
- 4 代表会の議決は総議決数の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

第6章 運 営 委 員 会

第 20 条 本会は運営委員会を設置し、以下の事業運営を行う。

- (1) 総務
 - (2) 学会誌等の編集
 - (3) 企画・運営
 - (4) 広報
 - (5) その他、運営に必要なこと
- 2 運営委員会の議長は会長が務める。
 - 3 運営委員会は出席委員の過半数をもって成立する。
 - 4 運営委員会のもとに本会の事業遂行に必要と認められる小委員会を設けることができる。

第7章 会 計

第 21 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 会長は、事業計画及び予算について、運営委員会での審議を経たうえで作成し、代表会の承認を得なければならない。
- 3 会長は、事業報告及び決算について、監査委員の監査を受けたうえで、運営委員会の審議を経て、代表会の承認を得なければならない。

附則

- (1) 本会の地域部会は当分の間、北海道部会、関東部会、中部部会、関西部会、九州部会とする。
- (2) 各部会の事務所は各々次のところに置く。(2023年6月26日 現在)

北海道部会 〒068-8642
北海道岩見沢市緑が丘2-34
北海道教育大学岩見沢校 芸術・メディア・文化研究 芸術・文化・音楽研究センター
E-mail : udagawa.koichi@i.hokkyoudai.ac.jp

関東部会 〒150-0001
東京都渋谷区神宮前6-23-3 第9SYビル4階
株式会社シアターワークショップ内
E-mail: artsmanagement.kanto@gmail.com

中部部会 〒481-8503
愛知県北名古屋市熊之庄古井281
名古屋芸術大学東キャンパス9号館アートマネジメント研究室内
E-mail : jaam_chubu@yahoo.co.jp

関西部会 〒530-0012
大阪市北区芝田2-8-11 共栄ビル3F
NPO法人チュラキューブ内
E-mail : jamkansai@gmail.com

九州部会 〒815-8540
福岡市南区塩原4-9-1
九州大学大橋キャンパス3号館406号室内
E-mail : jaam.ksb@gmail.com

- (3) 本会の所在地は次のところに置く。(2017年11月26日 現在)

〒430-8533
静岡県浜松市中区中央2-1-1
公立大学法人静岡文化芸術大学文化政策学部芸術文化学科・912研究室
E-mail : jaam1998.office@gmail.com